

# 史上空前の 労災補償を考える

激震と大津波が約2万人もの命を奪い、労災保険の遺族補償も史上最多に上る。なお申請・認定の途上ではあるが、この労働者保護制度の大事さと問題点を考えさせられる。

## 阪神大震災を教訓にすばやい対応

労災保険の適用は①業務遂行性  
②業務起因性を条件にする。仕事を進める際の事故かどうかは比較的判断しやすい。残業中や休日出勤時は当然ながら、たとえば出張先へ前夜にかけ泊まったホテル火災で焼死したケースも業務遂行性として認定されている。

仕事の原因かどうかについては、「過労死」に象徴されるように過酷

な勤務が原因か、本人の持病等が必要か、しばしば裁判で争われる。

自然災害の場合も業務との関係は、いわばグレーゾーンだったが、阪神大震災（1995年1月17日火曜日午前5時46分）で、旧労働省は以下の見解を示した。「作業方法や作業環境、事業所施設の状況等の危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものと認められれば業務災害（95年1月30日付）。

その判断に沿って今回、厚労省はすばやく対応した。「業務遂行中に地震による建物倒壊等で被災した場合」は業務災害と認める「申請資料を喪失の際は代替資料でも可能」。

同省ホームページには「地震によつて建物が倒壊、津波にのみ込まれるという危険な環境下で仕事を

していた、と認められるからです」と、わかりやすい説明が掲示された。

## 遺族補償の申請1500件超へ

早朝を襲った阪神大震災とは異なり、東日本大震災は2011年3月11日（金曜日）午後2時46分発生で、ほぼ誰もが仕事だった（通勤中も含む）。

当然ながら遺族給付の申請は岩手、宮城、福島の前被災集中3県で1535件（8月15日時点）。阪神大震災の同68件（給付67件、療養、休業等を含む総申請472件、認定470件）とは比較にならない。

しかし、「同省は3県で労災対象件数4000件と見込む」との報道もあった（時事通信社7月28日）。療

養、休業等を含む総件数の予測かもしれないが、死亡・行方不明約2万人を考えると、漏れなく補償されつつある、とは言い難い(別に公務員災害補償法適用者もいる)。

気がかりなのは、まず労災保険加入の幅広さが周知されているかどうか。

労災保険は1人でも労働者を雇用する全事業所に強制適用される。アルバイト、短時間、有期契約等の雇用形態を問わず、違法滞在の外国人労働者までカバーされる。このルールが徹底されているわけではない。とくにアルバイトや外国人労働者による申請は極めて少なく、意図的な労災隠しも横行する。

### 未加入、滞納、倒産でも適用

次に、事業所が労災保険に加入していない場合でも適用されることは、さらに知られていない。

労災保険関係は事業開始と同時に特段の手段を待たずに成立する(徴収法第3条)。つまり事業主が届出など所定の手続きを取らず、保険

料未納の間に事故が生じても、被災労働者・遺族への給付に特段の支給制限はない。

その代わり「費用徴収制度」によって、届出がない期間中、保険料滞納中の事故も、政府が補償した場合は、給付費の全部または一部を事業主から徴収できる(船員保険・労災保険部分は労災保険に統合され、費用徴収制度も2011年1月1日以降の事故から適用)。

被災地にも未加入の事業所は多いはずだ。その事業所が倒産の場合でも原則的に労災補償を求めら



宮城県女川町の惨状・4月2日筆者撮影。

れる。

労働相談や社会保険労務士らの個別相談などで泣き寝入りを1人でも少なくする働きかけを続けてほしい。

また、労災保険制度の「特別加入制度」で自営業者も任意加入が認められる。対象は中小事業主・家族、特定作業者(家内労働、介護作業等)、1人親方の大工、トビ職、個人タクシー、個人トラック、漁船による水産物の採捕事業も含まれる。1人親方等は団体を作り、定款・規約等を定め都道府県労働局長に申請すればよい。

復旧作業が一段落した段階で、厚労相は被災地での「特別加入」の実態、未加入や滞納の事業所での労災申請事例、費用徴収制度の実施例を公表してほしい。同時に「特別加入制度」の普及促進はもちろん対象職種の拡大を検討すべきではないか。

#### ■宮武 剛(みやたけ こと)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。  
近刊に現代の社会福祉 100の論点(監修 共著、全国社会福祉協議会刊)。